

## 事務所だより4月

2024(R6)

Vo.169

### I 外国人労働者数が初の200万人超えへ

厚生労働省は、令和5年10月末時点の外国人雇用について、届出状況の取りまとめを公表しました。概要についてご紹介します。

#### ◆外国人雇用の現状

10月末時点での届出状況によると、外国人労働者数は204万8,675人で、前年比で22万5,950人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新しました。また、コロナ禍で落ち込んだ外国人労働者の増加率はコロナ禍前の水準にまで回復しています。外国人を雇用する事業所数においても31万8,775所で、前年比1万9,985所増加し、届出の義務化以降、こちらも過去最高を更新しています。国籍別では、ベトナムが最も多く、外国人労働者数全体の25.3%を占めています。次いで中国、フィリピンの順となっています。対前年増加率が高かったのは、インドネシア(56.0%増)、次いでミャンマー、ネパールの順となりました。在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が対前年増加率として最も大きく59万5,904人で、前年比11万5,955人の増加、次いで「技能実習」が41万2,501人で、前年比6万9,247人の増加、「資格外活動」が35万2,581人で、前年比2万1,671人の増加でした。

【厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)】[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37084.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html)

#### 連載コラムNo. 41

### 遺産相続の方法とは? 「相続放棄」について

これまで、遺産相続の方法として、「単純承認」、「限定承認」についてご紹介しました。今回は遺産相続の1つ「相続放棄」についてご紹介します。

#### ◆相続放棄の概要は?

相続放棄とは、相続発生の際に相続財産となる資産や負債などの権利や義務の一切を引き継がず放棄することです。プラスの財産よりもマイナスの財産が多い場合、相続放棄を選択すれば、被相続人の権利や義務を一切受け継ぐ必要がなくなります。相続放棄をする際には、被相続人が亡くなったことを知ったときから3ヵ月以内に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に諸々の必要書類とともに、相続放棄申述書の提出が必要となります。相続放棄が認められた場合、その相続人は初めから相続人ではなかったとみなされ、債権者の権利は失われます。第一順位→第二順位→第三順位と債権者の権利は移りますが、それでも権利者がいなければ(相続人全員が相続放棄した場合)国庫に帰属することになり、家庭裁判所が選任した相続財産管理人が相続財産を処分・清算します。相続放棄を行う前に、相続財産を処分したり、隠匿や消費したりする場合は、単純承認したものとしてみなされ、相続放棄ができなくなるので注意が必要です。被相続人の口座からむやみにお金を引き出してしまうと「相続財産の処分行為」とみなされる可能性があることも覚えておきましょう。預金の解約や、被相続人の住んでいたアパートの契約解除、滞納していた家賃の支払いをしても同様の可能性があります。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください



### II 失業手当 面談・手続きをオンライン化へ

厚生労働省は、失業手当を受ける際に必要となる手続きをオンライン化する計画について、6月に政府がまとめる規制改革の実施計画に盛り込む方針です。オンライン化におけるポイントについてご紹介します。

#### ◆失業手当オンライン化のポイント

雇用保険の被保険者が離職すると、再就職までの生活支援として失業手当を受けとることができます。求職活動の状況や就労の有無を確認するため、現在は月に一度ハローワークを訪れて面談を受ける必要があります。面談の時間自体は5分程度ですが、多くの人がこの面談のために定期的に来所しています。オンライン化が進めば、移動の手間や窓口での待ち時間を減らすことができます。ウェブ面談は現在、全国544か所あるハローワークのうち9か所で試用運転しているところです。面談時に必要な書類を電子申請する仕組みを24年度中に整え、このウェブ面談を全国に広げていく方針です。就職が困難な人向けにハローワークが実施する支援プログラムを受けていれば、求職活動を行政が把握できていることとなるため、特例で面談自体を免除できる対象者も増やしていく予定です。

令和6年3月から健保協会京都支部

健康保険料 10.13%

介護保険料率 1.6%

